

## 特定非営利活動法人 中津川福祉医療ネットワーク 定款

### 第1章：総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人中津川福祉医療ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岐阜県中津川市に置く。

### 第2章：目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、暮らしの支えである福祉と医療を守り、充実させるために、福祉のまちづくりに関心のある団体や個人が意見を交流することによって、連帯・協同して事業と活動を行うことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動にかかる事業

- ① 福祉・医療に関する相談及び情報提供事業
- ② 高齢者・障がい者等に対する生活支援のための助け合い活動の事業
- ③ 介護保険法に基づく高齢者の在宅支援の事業
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい者等の在宅支援の事業
- ⑤ 高齢者・障がい者の余暇・文化活動に対する支援・援助のための事業
- ⑥ 地域住民の保健・医療の増進を図る事業
- ⑦ 子どもおよびその保護者の余暇活動・生活支援のための事業
- ⑧ 障がい者の就労及び就労支援のための事業
- ⑨ 関係団体との連携に関する事業
- ⑩ 介護保険法に基づく通所介護事業
- ⑪ 介護保険法に基づく短期入所生活介護事業
- ⑫ 移送サービス事業

- ⑬ 介護保険法に基づく訪問介護事業
- ⑭ 福祉用具販売、貸与事業
- ⑮ 高齢者・障がい者向住宅改修事業
- ⑯ 高齢者、障がい者その他支援を必要とする人たちのグループホームを運営する事業
- ⑰ 高齢者その他支援を必要とする人たちのケア付きグループハウスを運営する事業
- ⑱ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ⑲ その他高齢者、障がい者その他支援を必要とする人たちの自立を支援する事業
- ⑳ 環境を守る事業
- ㉑ その他上記の目的を達成するための事業

### 第3章：会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、活動に参加することを目的として入会した個人及び団体

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、活動を支援することを目的として入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員は入会にあたって特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。入会金はなしとする。
- 3 賛助会員として入会しようとするものは、原則として会費の納入をもって入会することができる。
- 4 理事長は、第2項及び第3項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 5 賛助会員について、入会が認められない場合、既納の会費を返還しなければならない。

#### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失したものとみなすことができる。

- (1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- (2) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(3) 退会届の提出があったとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。ただし、第7条第5項に定める場合はこの限りではない。

(会員規約)

第13条 会員について、この定款で定めることのほかは会員規約で定める。

#### 第4章：役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く

(1) 理事 3人以上30人まで

(2) 監事 1人以上3人まで

2 理事のうち1人を理事長、副理事長を2人以内、1人を事務局長とする。

(顧問等)

第15条 この法人には、法上の役員以外に、総会の承認を得て若干名の顧問及び参与を置くことができる。

(選任等)

第16条 理事及び監事は、総会において正会員より選任する。

2 理事長、副理事長及び事務局長は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第17条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 4 事務局長は、この法人の事務を統括する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- 7 顧問は、この法人の活動全般についての助言を行う。
- 8 参与は、この法人の日常活動に参加し、事業運営上の助言を行う。

(任期等)

第18条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の執行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 正会員の資格を喪失したとき。

(報酬)

第21条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第22条 この法人に職員を置く。

2 職員は、理事会の承認にもとづいて理事長が任免する。

## 第5章：総会

(種別)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第26条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第17条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合には、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第29条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思決定をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第31条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第29条、第30条第2項、第32条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章：理事会

### (構成)

第33条 理事会は理事をもって構成する。

- 2 各地域の特性を反映するため、理事会とは別に協議機関を設けることができる。

### (権能)

第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算の変更
- (4) 規約の制定、改廃
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第17条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第36条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、第35条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第37条 理事会の議長は、理事会において定める。

### (議決等)

第38条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (表決権等)

第39条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 2 項及び第 40 条第 1 項第 2 号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

## 第 7 章：資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は

理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章：定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第53条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併または破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、解散時の総会で決議したものに譲渡する。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章：公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第10章：雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。(成立の日：2010年5月21日)

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする

理事長	古瀬 和寛
副理事長	齋藤 啓治
副理事長	坂口 祐梁
理 事	安藤由紀子
理 事	日下部摂子
理 事	横山 将英
理 事	依田 和子
理 事	菊山 (竹沢) 道子
理 事	三好 順子
理 事	小栗 澄子

理事	大山 文枝
理事	佐藤 久
理事	牧野 洋子
理事	小境 卓男
監事	宮田 美一
監事	佐藤 いなみ

3 この法人の設立当初の役員任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2011 年 5 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から 2011 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 正会員：年会費 5,000 円、② 賛助会員：年会費 2,000 円、③ 団体会員：年会費 5,000 円

#### 附 則

この改正は、2011 年 5 月 28 日から施行する。(事務所の位置変更)

#### 附 則

この改正は、2013 年 5 月 12 日から施行する。(事務所の位置変更)

#### 附 則

この改正(2013 年 12 月 12 日総会における議決)は、岐阜県知事の認証があった日から施行する。(岐阜県知事認証日 平成 26 年 2 月 28 日)

#### 附 則

この定款の変更は、2018 年 9 月 27 日から施行する。ただし、第 56 条にただし書きを加える規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 70 号)附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

#### 附 則

1 この定款は、特定非営利活動法人中津川福祉医療ネットワークおよび特定非営利活動法人ひなたぼっこの合併が成立した日から施行する。

2 この法人の合併当初の役員は、次に掲げる者とする

理事長	岩田 知子
副理事長	大橋利恵子
副理事長兼事務局長	安江 拓哉
理事	大橋 宗明
理事	日下部摂子
理事	紀平 道子
理事	安藤由紀子

理 事	高木健太郎
理 事	牧野 洋子
理 事	山田 公美
理 事	前田 学
理 事	粥川 節子
理 事	林 啓子
理 事	西尾 源寿
理 事	朱 彤
理 事	林 文寿
理 事	各務 克郎
理 事	望月 泰徳
理 事	齋藤 啓治
監 事	丸山 明美
監 事	桂川 和英

- 3 この法人の合併当初の役員の任期は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の合併当初の事業計画及び活動予算は、第 46 条の規定にかかわらず、合併総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の合併当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の合併当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - ① 正会員：個人 5,000 円、団体 5,000 円
  - ② 賛助会員：個人 2,000 円、団体 2,000 円

# 役員名簿

特定非営利活動法人 中津川福祉医療ネットワーク

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	岩田 知子		有
副理事長	大橋利恵子		有
副理事長兼事務局長	安江 拓哉		有
理事	日下部 摂子		無
理事	紀平 道子		無
理事	安藤由紀子		無
理事	高木健太郎		無
理事	牧野 洋子		無
理事	山田 公美		無
理事	前田 学		無
理事	粥川 節子		無
理事	林 啓子		無
理事	西尾 源寿		無
理事	朱 彤		無
理事	林 文寿		無
理事	大橋 宗明		無
理事	各務 克郎		無
理事	望月 泰徳		無
理事	齋藤 啓治		無
監事	丸山 明美		無
監事	桂川 和英		無

## 合併趣旨書

ここ数年、介護業界は厳しく、コロナ禍を経ても利用抑制や過大な経営負担により運営は厳しさを増しており、倒産や営業中止に追い込まれています。

具体的な課題として人員不足、収入の不安定さ、物価高にも伴う経費の圧迫が常態化しています。さらに介護保険制度や障がい福祉には、現場の切迫した声は未だ十分に届かず、抜本的改正には至っていません。

私たちが目指してきた『小規模だからこそ、より良いケア』を行う為の取り組みも、機能を一部に集約した大規模化を推奨される流れの中、持続困難な未来が見えてきています。

特定非営利活動法人ひなたぼっこは、中津川市を拠点に主として介護保険法及び総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律）に基づく福祉サービスと保険外・制度外の広く福祉のサービスを提供している法人です。

現在、小規模経営では経済面や人材面、利用者の世代交代への対応の課題、さらに設立当時の理事の高齢化がすすんでいます。また NPO 法人への理解や後継者作りも不足しています。

一方、高齢者介護や総合支援法による支援費制度も報酬改正の中で法人の大規模化の方向です。15年後の高齢者人口のピーク後、人口は減少していきます。2040年問題に向けて事業体力を強化しておく必要があります。障がいを持つ人たちが65歳からほぼ強制的に介護保険に移行される制度への対応・準備も求められます。

特定非営利活動法人中津川福祉医療ネットワークでは長年にわたり理事会の定期的な開催や合同研修会の実施など連携をしてきました。その基盤を生かして統合することによって、経営基盤と財政基盤の強化、人員確保、新規事業への対応、事業運営や働き方のノウハウが共有できるなど利点も広がります。

これらの事情により、特定非営利活動法人ひなたぼっこと特定非営利活動法人中津川福祉医療ネットワークの2法人での合併について、合意に至りました。

令和8年2月7日

特定非営利活動法人中津川福祉医療ネットワーク

特定非営利活動法人ひなたぼっこ

合併代表者 岩田知子

# 2026 年度事業計画書

自 合併成立の日

至 2027 年 3 月 31 日

特定非営利活動法人中津川福祉医療ネットワーク

## 1. 事業実施の方針

特定非営利活動法人ひなたぼっこを合併し、複数の拠点で事業を行うこととする。合併に伴い、規模は拡大するものの、これまで通り「小規模だからこそ、より良いケア」という想いを大切にし、利用者に寄り添いながら次の事業を行う。

- ① 介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業
- ② 介護保険法に基づく通所介護事業
- ③ 介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業及び認知症対応型通所介護事業
- ④ 障害者総合支援法に基づく重度訪問介護事業及び地域支援事業
- ⑤ 会報の発行
- ⑥ ふれあいサロンの開催
- ⑦ 就労支援として無農薬のお茶の普及と薪ストーブの燃料薪の製造

## 2. 事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	当該事業の 実施予定日時	当該事業の 実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲 及び予定人数	事業費の 予算額 (千円)
① 福祉・医療に関する相談 及び情報提供事業	会報の発行と配布	隔月～3か月ごと	会員及び関係機関団体	5名	主に市内 500人	56
③ 介護保険法に基づく 高齢者の在宅支援の事業	小規模多機能ホームによる介護の実施	通年	中津川市駒場1493番地19	20名	市内全域 25人	45,352
⑤ 高齢者・障がい者の余暇 ・文化活動に対する支援 ・援助のための事業	ふれあいサロンの開催	第1・第3木曜日	松源寺クラブ	延べ40人	駒場在住高齢者 延べ150人	10
	在宅障がい者への訪問介護による 生活支援を行う。 また、日中や外出時の支援を実施する。	通年	中津川市蛭川6393番地2	15名	障がい者及び その家族20名	30,465
⑧ 障がい者の就労及び 就労支援のための事業	就労支援として 環境を良くする農薬をかけない お茶の普及を行う。	通年	中津川市蛭川6393番地2	8名	障がい者と その家族5名 及び住民一般	325
	就労支援として 薪ストーブ用燃料薪の製造を行う。	通年	中津川市蛭川6393番地2	10名	地域住民一般 自家消費等	
⑩ 介護保険法に基づく 通所介護事業	通所することにより 食事、排せつ、入浴、余暇活動の 介護を行う。	通年	中津川市蛭川6393番地2	25名	高齢者及び その家族60名	15,240
⑭ 福祉用具販売、貸与事業	高齢者や障がい者に対し、 福祉用具の購入手続き、 代行、一部販売を行う。	通年	中津川市高山1951番地43	5名	認知症高齢者及び その家族20名	290
⑮ 高齢者、障がい者 その他支援を 必要とする人たちの グループホームを運営する事業	認知症高齢者の入所に対し、 その生活すべてについて介護する。	通年	中津川市高山1951番地43	12名	認知症高齢者及び その家族の方 40名	39,517
⑲ その他高齢者、障がい者その他 支援を必要とする人たちの 自立を支援する事業	賛助会員、正会員による 地域住民たすけあいの活動	通年	中津川市駒場1493番地19	25名	地域住民一般	638

# 2027 年度事業計画書

自 2027 年 4 月 01 日

至 2028 年 3 月 31 日

特定非営利活動法人中津川福祉医療ネットワーク

## 1. 事業実施の方針

「小規模だからこそ、より良いケア」という想いを大切に、利用者に寄り添いながら次の事業を行う。

- ① 介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業
- ② 介護保険法に基づく通所介護事業
- ③ 介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業及び認知症対応型通所介護事業
- ④ 障害者総合支援法に基づく重度訪問介護事業及び地域支援事業
- ⑤ 会報の発行
- ⑥ ふれあいサロンの開催
- ⑦ 就労支援として無農薬のお茶の普及と薪ストーブの燃料薪の製造

## 2. 事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	当該事業の 実施予定日時	当該事業の 実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の範囲 及び予定人数	事業費の 予算額 (千円)
① 福祉・医療に関する相談 及び情報提供事業	会報の配布	隔月～3か月ごと	会員及び関係機関団体	5名	主に市内 500人	68
③ 介護保険法に基づく 高齢者の在宅支援の事業	介護保険施設 「小規模多機能ホームこまんぼ」 による介護の実施	通年	中津川市駒場1493番地	20名	市内全域 25人	54,428
⑤ 高齢者・障がい者の余暇 ・文化活動に対する支援 ・援助のための事業	ふれあいサロンの開催	第1・第3木曜日	松源寺クラブ	延べ40人	駒場在住高齢者 延べ150人	12
	在宅障がい者への訪問介護による 生活支援を行う。 また、日中や外出時の支援を実施す る。	通年	中津川市蛭川6393番地2	15名	障がい者及び その家族20名	36,562
⑧ 障がい者の就労及び 就労支援のための事業	就労支援として 環境を良くする農業をかけない お茶の普及を行う。	通年	中津川市蛭川6393番地2	8名	障がい者と その家族5名 及び住民一般	390
	就労支援として 薪ストーブ用燃料薪の製造を行う。	通年	中津川市蛭川6393番地2	10名	地域住民一般 自家消費等	
⑩ 介護保険法に基づく通所介護事業	通所することにより 食事、排せつ、入浴、余暇活動の 介護を行う。	通年	中津川市蛭川6393番地2	25名	高齢者及び その家族60名	18,290
⑭ 福祉用具販売、貸与事業	高齢者や障がい者に対し、 福祉用具の購入手続き、 代行、一部販売を行う。	通年	中津川市高山1951番地43	5名	認知症高齢者及び その家族20名	348
⑯ 高齢者、障がい者その他支援を 必要とする人たちの グループホームを運営する事業	認知症高齢者の入所に対し、 その生活すべてについて介護する。	通年	中津川市高山1951番地43	12名	認知症高齢者及び その家族の方 40名	47,426
⑰ その他高齢者、障がい者 その他支援を必要とする人たちの 自立を支援する事業	賛助会員、正会員による 地域住民たすけあいの活動	通年	中津川市蛭川6393番地2	25名	地域住民一般	764

# 活動予算書

自 合併成立の日 至 2027年03月31日

特定非営利活動法人 中津川福祉医療ネットワーク

単位：円

勘定科目	金額	
経常収益の部		
受取会費		
正会員受取会費	837,000	
賛助会員受取会費	625,000	
団体会員受取会費	20,000	1,482,000
受取寄付金		
受取寄付金	3,858,000	
施設等受入評価益	603,000	
ボランティア受入評価益	817,000	5,278,000
受取補助金等		
受取補助金	517,000	
受取交付金	149,000	
受取助成金	268,000	934,000
事業収益		
ふれあいサロン事業収益	11,000	
通所介護事業収益	15,747,000	
障がい者支援事業収益	35,002,000	
グループホーム事業収益	37,506,000	
福祉用品販売収益	548,000	
助け合い事業収益	702,000	
あおば事業収益	868,000	
薪事業収益	31,000	
高齢者在宅支援事業収益	40,812,000	131,227,000
その他収益		
受取利息	28,000	
雑収益	1,051,000	1,079,000
経常収益合計		140,000,000
経常費用の部		
(事業費)		
((人件費))		
役員報酬	162,000	
給料手当	88,219,000	
賞与	3,446,000	
ボランティア評価費用	817,000	
法定福利費	11,310,000	
通勤費	660,000	
福利厚生費	732,000	
人件費合計	105,346,000	
((その他経費))		
売上原価	538,000	
食材費	5,267,000	
業務委託費	588,000	
印刷費	120,000	
旅費交通費	66,000	

勘定科目		金額	
車両維持費	1,125,000	131,893,000	
通信費	448,000		
消耗品費	2,056,000		
修繕費	423,000		
水道光熱費	4,659,000		
地代家賃	2,000,000		
賃借料	787,000		
減価償却費	5,278,000		
保険料	1,231,000		
租税公課	356,000		
研修費	568,000		
施設等評価費用	603,000		
雑費	434,000		
その他経費合計	26,547,000		
事業費合計			
(管理費)			
((人件費))			
役員報酬	1,713,000		
給料手当	1,519,000		
法定福利費	1,837,000		
人件費合計	5,069,000		
((その他経費))			
会議費	65,000		
旅費交通費	125,000		
通信費	417,000		
消耗品費	47,000		
水道光熱費	260,000		
租税公課	208,000		
慶弔費	72,000		
リース料	385,000		
会報発行費	264,000		
減価償却費	268,000		
手数料	805,000		
雑費	50,000		
その他経費合計	2,966,000		
管理費合計		8,035,000	
経常費用合計			139,928,000
税引前当期正味財産増減額			72,000
法人税等			72,000
当期正味財産増減額			-
前期繰越正味財産額			210,290,782
次期繰越正味財産額			210,290,782

# 活動予算書

自 2027年04月01日 至 2028年03月31日

特定非営利活動法人 中津川福祉医療ネットワーク

単位：円

勘定科目	金額		
経常収益の部			
受取会費			
正会員受取会費	1,005,000		
賛助会員受取会費	751,000		
団体会員受取会費	25,000	1,781,000	
受取寄付金			
受取寄付金	4,630,000		
施設等受入評価益	723,000		
ボランティア受入評価益	980,000	6,333,000	
受取補助金等			
受取補助金	620,000		
受取交付金	179,000		
受取助成金	322,000	1,121,000	
事業収益			
ふれあいサロン事業収益	13,000		
通所介護事業収益	18,897,000		
障がい者支援事業収益	42,002,000		
グループホーム事業収益	46,000,000		
福祉用品販売収益	657,000		
助け合い事業収益	842,000		
あおば事業収益	1,042,000		
薪事業収益	38,000		
高齢者在宅支援事業収益	49,989,000	159,480,000	
その他収益			
受取利息	34,000		
雑収益	1,251,000	1,285,000	
経常収益合計			170,000,000
経常費用の部			
(事業費)			
((人件費))			
役員報酬	194,000		
給料手当	105,872,000		
賞与	4,134,000		
ボランティア評価費用	980,000		
法定福利費	13,575,000		
通勤費	790,000		
福利厚生費	881,000		
人件費合計	126,426,000		
((その他経費))			
売上原価	650,000		
食材費	6,320,000		
業務委託費	706,000		
印刷費	150,000		
旅費交通費	79,000		

勘定科目		金額	
車両維持費	1,351,000	158,288,000	
通信費	540,000		
消耗品費	2,400,000		
修繕費	600,000		
水道光熱費	5,600,000		
地代家賃	2,424,000		
賃借料	950,000		
減価償却費	6,334,000		
保険料	1,480,000		
租税公課	427,000		
研修費	760,000		
施設等評価費用	723,000		
雑費	368,000		
その他経費合計	31,862,000		
事業費合計			
(管理費)			
((人件費))			
役員報酬	2,055,000		
給料手当	2,400,000		
法定福利費	2,628,000		
人件費合計	7,083,000		
((その他経費))			
会議費	150,000		
旅費交通費	240,000		
通信費	720,000		
消耗品費	120,000		
水道光熱費	480,000		
租税公課	240,000		
慶弔費	84,000		
リース料	480,000		
会報発行費	480,000		
減価償却費	360,000		
手数料	1,103,000		
雑費	100,000		
その他経費合計	4,557,000		
管理費合計		11,640,000	
経常費用合計			169,928,000
税引前当期正味財産増減額			72,000
法人税等			72,000
当期正味財産増減額			-
前期繰越正味財産額			210,290,782
次期繰越正味財産額			210,290,782